

## 佐賀市産業支援プラザの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、産業の振興及び発展に資する活動を支援するため、佐賀市産業支援プラザの円滑かつ効率的な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

### (使用の申請等)

第2条 佐賀市産業支援プラザ条例施行規則(平成26年佐賀市規則第14号。以下「規則」という。)

第3条第3項の市長が別に定める方法は、オンラインシステムによる予約(以下「オンライン申請」という。)とする。ただし、オンラインシステムが故障等により稼働しておらず、オンライン申請が不可能な場合は、佐賀市経済政策課宛てに電子メールを送信する方法により予約するものとする。

2 規則第6条の市長が別に定める方法は、前項と同様とする。

### (使用の許可)

第3条 規則第5条第2項の市長が別に定める方法は、オンラインシステムによる通知(以下「オンライン通知」という。)とする。ただし、オンラインシステムが故障等により稼働しておらず、オンライン通知が不可能な場合は、申請時に登録されたメールアドレス宛てに、電子メールを送信する方法により通知するものとする。

### (使用者の遵守事項)

第4条 施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 宗教の勧誘目的で施設を使用しないこと。
- (3) 特定商取引法、金融商品取引法その他の法令に違反するおそれのある販売行為又はこれに類する内容を含むセミナー、説明会、勧誘活動等を施設内で行わないこと。
- (4) 大音量、悪臭等を発生させる行為その他の他の使用者の迷惑となる行為を行わないこと。
- (5) 什器備品のセッティング及び後片付け等は使用者が行うこと。
- (6) 施設内での飲酒を行わないこと。
- (7) 利用に際して発生するゴミ等は、使用者が持ち帰ること。
- (8) 搬入・準備、搬出・原状復帰の時間をそれぞれの施設利用可能時間内に行うこと。
- (9) 火器を扱わないこと。
- (10) 施設の壁等に掲示物を貼らないこと。
- (11) 施設に異常があった場合は、市長に申し出ること。
- (12) その他市長が指示した事項

2 使用者が第1項を遵守しない場合、市長は使用を中止することができる。

### (事故の責任)

第5条 施設使用によって生じた事故については、原則として当該使用者の責任とする。

### 附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。